

松阪市中期財政見通し

(令和5年度～令和9年度)

令和4年2月
松 阪 市

1. 策定の目的

- ・ 中期の財政収支の見通しを立てる中で、現在及び将来における問題点を捕捉し、財政運営の健全性を確保するための対応策を検討する。
- ・ 中期財政見通し、実施計画、予算編成といった一連の流れの中で、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、実施計画の策定や予算編成における投資的経費の事業量に関わる一定の目安とする。
- ・ 財政に関する情報を幅広く提供し、財政運営への理解を深める。

2. 見通しの期間

- ・ 令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

3. 財政見通しの策定

- ・ 財政見通しについては、過去の統計資料等に基づき推計するため、普通会計による見通しとする。
 - ※ 普通会計とは、地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額を指す。松阪市では、一般会計、及び住宅新築資金等貸付事業特別会計を純計したものをいう。
- ・ 見通し期間中の経済成長率は、令和4年1月14日に内閣府が経済財政諮問会議に提出した資料『中長期の経済財政に関する試算』における「ベースラインケース」の名目GDP成長率を参照した。
- ・ 行財政制度は、既知の制度とする。
- ・ 財政収支の見込みは、別紙のとおりとする。また、中期財政見通し、実施計画、予算編成といった一連の流れの中での説明責任の向上の観点から、【参考】として、実施計画の投資的経費（R05）を基に推計した数値を仮置きしたものを作成する。
- ・ 財政調整基金繰入金は、令和5年度以降20億円を基本とする。
- ・ 繰越金は、算定から除外する。
- ・ 投資的経費については、歳入から歳出の義務的経費及びその他経費を差し引いたものとする（実際に必要となる額ではなく、一定の前提条件の下で投資的経費に充てることができる額）。

4. その他

- ・ この中期財政見通しは、既知の行財政制度を前提に策定したものであり、今後、地方財政を取り巻く環境が変化していく中で、財政状況が大きく変わることも予想される。このため、制度や社会情勢の変化を反映させるために時点修正を行い、毎年中期財政見通しを策定する。また、中期財政見通しは、将来の予算編成を拘束するものではない。

松阪市中期財政見通し（普通会計）

(単位:百万円)

区 分		4年度 (予算)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
歳 入	一 般 財 源	45,404	46,092	46,337	46,396	46,208	45,721
	市 税	22,100	22,310	22,276	22,521	22,728	22,628
	地方交付税	14,078	13,996	13,961	13,709	13,502	13,548
	地方交付税基金償還加算分	166	499	665	665	499	166
	臨時財政対策債	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	財政調整基金繰入金(通常分)	1,929	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	財政調整基金繰入金基金償還対応分	71	214	285	285	214	71
	そ の 他	5,260	5,273	5,350	5,416	5,465	5,508
	国・県支出金	16,159	16,171	16,142	16,146	16,142	16,148
	市債(建設債)	2,846	2,670	1,920	2,490	1,580	2,300
市債(基金)	1,900	0	0	0	0	0	
その他の特定財源等	4,349	4,065	4,064	4,064	4,064	4,064	
合 計	70,658	68,998	68,463	69,096	67,994	68,233	
歳 出	義 務 的 経 費	34,483	34,509	35,412	35,346	35,901	35,109
	人 件 費	12,554	11,965	12,433	12,041	12,642	12,162
	扶 助 費	16,887	17,004	17,123	17,243	17,365	17,488
	公 債 費	4,805	4,827	4,906	5,112	5,181	5,222
	公債費(基金対応分)	237	713	950	950	713	237
	投 資 的 経 費	5,108	4,881	3,499	4,541	2,884	4,219
	未来投資基金積立金	2,000	0	0	0	0	0
	そ の 他 経 費	29,067	29,608	29,552	29,209	29,209	28,905
	合 計	70,658	68,998	68,463	69,096	67,994	68,233

【参考】実施計画の投資的経費等を基に推計した数値を仮置きするとした場合 (単位:百万円)

区 分		4年度 (予算)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
歳 入	一 般 財 源	45,404	46,092	46,337	46,396	46,208	45,721
	市 税	22,100	22,310	22,276	22,521	22,728	22,628
	地方交付税	14,078	13,996	13,961	13,709	13,502	13,548
	地方交付税基金償還加算分	166	499	665	665	499	166
	臨時財政対策債	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	財政調整基金繰入金(通常分)	1,929	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	財政調整基金繰入金基金償還対応分	71	214	285	285	214	71
	そ の 他	5,260	5,273	5,350	5,416	5,465	5,508
	国・県支出金	16,159	16,171	16,142	16,146	16,142	16,148
	市債(建設債)	2,846	2,743	2,743	2,743	2,743	2,743
市債(基金)	1,900	0	0	0	0	0	
その他の特定財源等	4,349	4,065	4,064	4,064	4,064	4,064	
財 源 調 整 額	0	91	723	261	1,099	514	
合 計	70,658	69,162	70,009	69,610	70,256	69,190	
歳 出	義 務 的 経 費	34,483	34,509	35,412	35,356	36,002	35,240
	人 件 費	12,554	11,965	12,433	12,041	12,642	12,162
	扶 助 費	16,887	17,004	17,123	17,243	17,365	17,488
	公 債 費	4,805	4,827	4,906	5,122	5,282	5,353
	公債費(基金対応分)	237	713	950	950	713	237
	投 資 的 経 費	5,108	5,045	5,045	5,045	5,045	5,045
	未来投資基金積立金	2,000	0	0	0	0	0
	そ の 他 経 費	29,067	29,608	29,552	29,209	29,209	28,905
	合 計	70,658	69,162	70,009	69,610	70,256	69,190

○策定にあたっての前提条件

区 分	*通常分*	*特定分*
【歳入】		
一般財源		
市 税	既知の税制改正を反映させ、政府試算を参照する。	
地方交付税	普通	市税等と連動させ、元利償還金算入分を見込む。
	特別	伸び率 ±0.0%
財政調整基金繰入金	*財政調整基金の繰入れは20億円を基本とする。	未来投資基金償還対応分
臨時財政対策債	借入総額-建設債	
その他	特定分を除き、伸び率 ±0.0%	地方消費税交付金
国・県支出金	特定分を除き、伸び率 ±0.0%	歳出の伸びと連動するもの
市 債 (建設債)		建設債 (投資的経費と連動)
その他の特定財源等	予算または直近決算額と同額 (使用料及び手数料、諸収入など) *公共施設マネジメント基金繰入金、前年度同様 *寄附金 (ふるさと応援寄附金以外)、前年度同様 *ふるさと応援寄附金、前年度同様 *繰越金は算定から除外	
【歳出】		
義務的経費		
人件費	R05は±0%、R06以降+0.5%	退職手当の見込み
扶助費	伸び率 1.0~1.5%	
公債費	現在高に係る償還額	借入見込みに係る償還額 利率：建設債0.17%、臨財債：0.07%
	建設債：令和4年度借入分以降の償還方法は期間10年、据置1年で算定 臨財債：令和4年度借入分以降の償還方法は期間20年、据置3年で算定	
投資的経費	*歳入合計から歳出の義務的経費とその他経費を差し引いた額 (実際に必要となる額ではなく、一定の前提条件の下で、投資的経費に充てることができる額)	
その他経費	特定分を除き、伸び率 ±0.0% (物件費、補助費等、維持補修費など)	他会計繰出金、一部事務組合分担金、出資金の見込み

◎財政指標

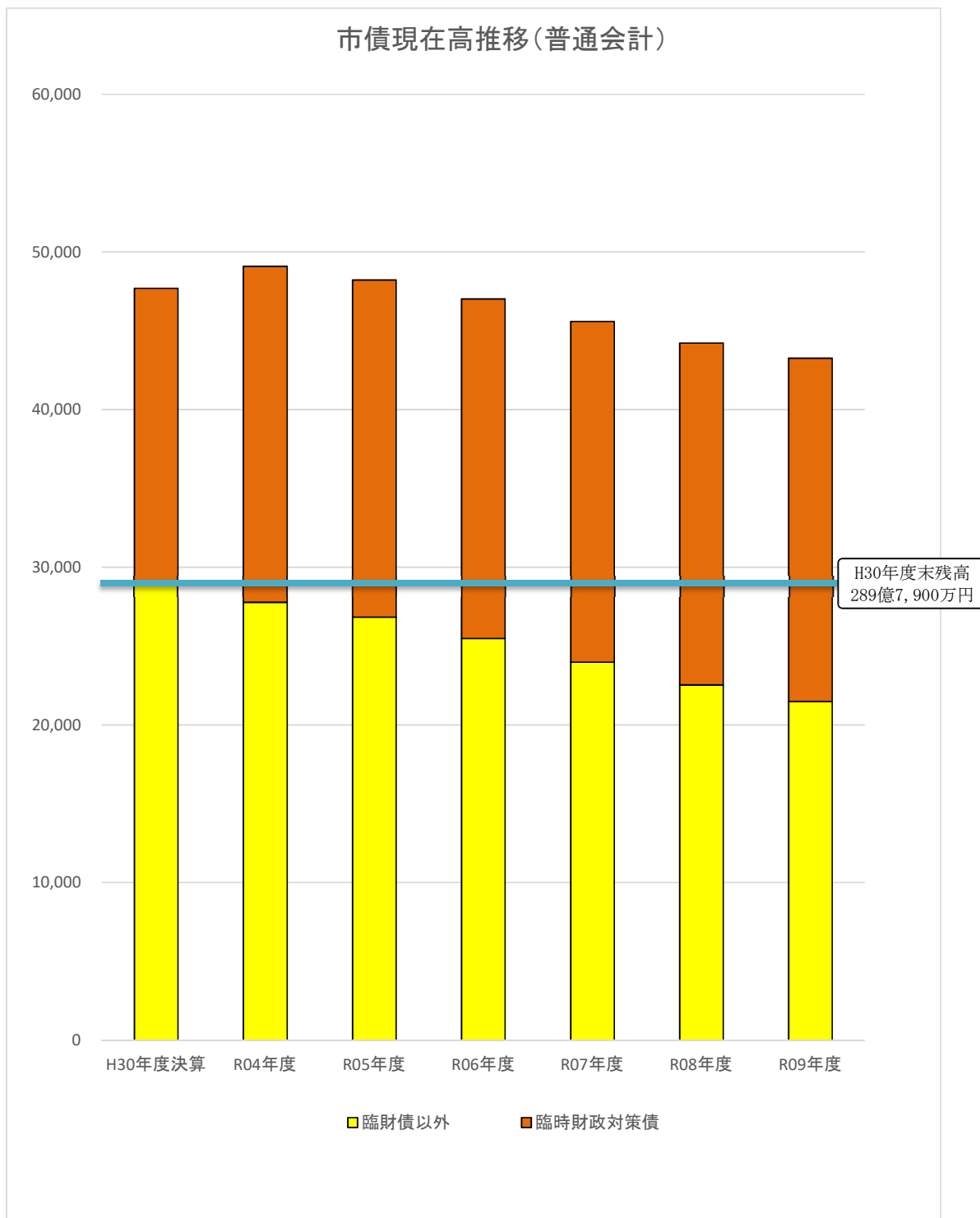
区分	30年度	1年度	2年度	今後の見通し
経常収支比率	90.6 (92.5)	86.0 (92.5)	80.3 (91.6)	短期償還実施に伴い令和元年度及び令和2年度はポイントが下がったが、扶助費等は微増の見込みで、短期償還の終了後は、徐々に平成30年度以前の水準に戻ると予想される。
財政力指数	0.614 (0.667)	0.599 (0.672)	0.583 (0.671)	集中投資期間、短期償還実施などにより基準財政需要額が増加するため令和2年度末までは指数が下落したが、今後は上昇することが予想される。
実質公債費比率	2.2	3.1	4.0	短期償還実施期間中は公債費が大きく伸びることから大きく上昇してきた。さらに、合併特例事業債を活用した未来投資基金への積立分の償還期間中も上昇傾向になる見込みである。

※下段()は県下の市の平均

市債現在高推移(普通会計)

(単位：百万円)

	H30年度決算	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度
市債残高	47,692	49,092	48,217	47,014	45,585	44,224	43,259
臨時財政対策債	18,713	21,316	21,377	21,526	21,599	21,687	21,779
臨財債以外	28,979	27,776	26,840	25,488	23,986	22,537	21,480



◎財政収支の見直しにおける課題等

○平成29年度から令和元年度の集中投資期間に生じた市債については、財政調整基金を活用し短期償還を実施することにより、影響期間を最小限に留めた。しかし、合併特例事業債を最大限活用するため、基金造成分を令和3年度、令和4年度に19億円ずつ借入れることにより、令和4年度以降、実施計画どおり投資を実行すると市債残高が一時的に増加することとなる。投資すべき案件を吟味、選択を図り借入を実施する必要がある。

○合併特例事業債の発行期限は令和6年度末であり、この期間内にどのような事業へ投資するかについて慎重かつ大胆な議論を行う必要と令和7年度以降の投資的事業の財源確保について活用可能な起債の検討、また、課題に応じて未来投資基金、過疎地域持続的発展基金及び森林環境譲与税基金等の活用等を行う必要がある。

○補正予算ごとの市債残高と財政調整基金残高の変動に注意を払いつつ、財政収支のバランスや、適正な事業執行となるかに一層の注意を払う必要がある。

○「公共施設の脱炭素化の取組等の推進」や「消防・防災力の一層の強化」に対応するために追加・拡充された公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債等を活用し、新たな課題に対応していく必要がある。

○今後、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の増加が見込まれる。また、多くの公共・公用施設の老朽化に伴い、維持・更新費用の増加が見込まれる。

<参考>

(単位:百万円)

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
退職手当	615	27	446	5	557	27
国民健康保険事業繰出金	1,491	1,432	1,423	1,414	1,406	1,397
介護保険事業繰出金	2,916	2,986	3,031	3,090	3,165	3,215
後期高齢者医療事業繰出金	2,481	2,598	2,696	2,777	2,840	2,896
公共下水道事業繰出金	3,141	3,175	3,119	3,077	2,974	2,847

- ◆ 今後、財政運営の健全性を確保するための方策として、計画の着実な実行はもとより、中長期的な視野に立ち、下記の方策についてさらに検討し、引き続き取り組んでいかなければならない。

◎歳入の確保

- 市税等の徴収対策の強化
- 施設マネジメントに伴う未利用地の売却及び活用
- 企業誘致、産業活性化策の強化
- など

◎歳出の抑制と適正化

- 事務・事業の見直し (DXの推進、経費全般についての節減・合理化、民間等の活用・連携)
- 施設マネジメントの推進 ⇒ 施設の適正配置、総面積の縮減
(公共施設マネジメントシステムと基金の活用)
- 公共事業の平準化とコスト縮減 ⇔ 公債費規模の管理
- など

◆ 用語説明 ◆

用語	説明
地方交付税	全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度として、国税5税の一定割合が交付される税。財政力に応じて配分される「普通交付税」（配分総額の94%）と、災害等の特殊な財政事情により配分される「特別交付税」（同6%）に分かれる。
国庫（県）支出金	国（県）が地方公共団体に対して支出する負担金、委託金、特定の施策の奨励等のための補助金。
繰入金	他会計や基金から繰り入れられる収入。
市債	市の長期借入金のこと。原則として、道路、河川などの土木施設や学校等の建設の財源としてのみ発行できる。
臨時財政対策債	地方財政の財源不足を補てんするために発行が認められた市債で、本来、普通交付税として国から交付されるべきものが市債に振り替わったもの。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するもの。
繰越金	決算上の剰余金で、翌年度の歳入に編入される金額。
物件費	消費的性質の経費を総称していい、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料などがこれに該当する。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて、社会的弱者に対する援助として支出される経費。生活困窮者に対する生活保護費、児童養護施設、保育園に対する措置費、児童手当等がこれにあたる。
補助費等	各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費等からなる。
繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間で、一定のルールに基づき、または、歳入の不足を補うため支出される経費。
公債費	市債（借入金）の元利償還金等に要する経費。
経常収支比率	経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する指標（高い比率ほど財政構造は硬直的である）。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされる。
実質公債費比率	当該団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（18%以上となる団体については、起債にあたり許可が必要となる。同時に、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%）。